(研究調査資料)

最近のロシアの移出入民問題と出入国管理法制関係資料(1) ロシアの国際的頭脳流出問題と2002年11月1日発効の連邦法第115号 「ロシア連邦内の外国人市民の法的地位」法および2003年7月29日付 の首都モスクワ市の決定第615号の外来労働者誘致・活用規則の運用 手続ならびにモスクワ市内の移入民実態調査

中 村 賢二郎

Some Materials on the Contemporary Problems of Migrant Control Policy in Russia(1) Kenjiro Nakamura

目 次

解 説

資料 頭脳流出の世界的動向とロシアの動向

資料 2002年11月1日付連邦法第115号「ロシア連邦内の外国人市民の法的地位」法の 運用手続

資料 2003年7月29日付モスクワ市当局決定第615号「外来労働者誘致・活用手続規則」をめぐる問題

資料 首都モスクワ市内の移入民の実態調査

世界経済のグローバル化の深まりと共に,国際的な頭脳流出や大規模な労働移民動向ならびにそれを裏から仲介促進する国際的人材派遣業者たちの活動とどのように国家戦略として計画的に立ち向かえばよいのかという問題は,急速に少子高齢化の進行する国ほど年金制度の改革と共に21世紀においてその国の経済と文化をより安定的に発展させるために緊急に検討さるべき極めて重要な政治的政策ファクターとなってきている。2002年7月1日より全面改正施行された新国籍法ならびに新パスポート法もそのような視点でとらえることができる。ソ連邦崩壊以降の混乱したロシア国家の本格的な移出入民政策は,プーチン政権に移行してようやくその全貌をみせはじめようとしていると考えてよい。これと関連した研究調査レポートが最近続々と各誌紙に発表されはじめたことでも,その一端をうかがい知ることができる。

資料 「頭脳流出の世界的動向とロシアの動向」 ""

はロシア科学アカデミー付属米国・カナダ研究所副所長、経済学博士のビクト ル・スピャン 教授が月刊労働問題誌「人間と労働」" "2003年 第7号と第8号の人的資本 の欄に連載した論稿の邦訳である。既に わが国でもこうした著名なロシアの研究者の欧米の各自然科学学界・研究機関への大量流 出現象について部分的に報道はされていたものの、こうした常に宇宙物理学では世界を リードしてきたロシア国家の将来の発展にとりまたとない貴重な知的人材流出をいかに防 止し,ロシアに取り戻すかの方策に苦慮していることまでも十分には知られていない。本 資料は平成15年9月刊の「高松大学紀要」第40号に掲載しておいたロシア科学アカデミー 付属の国民経済予測研究所上級研究員で経済学博士候補のリュドミラ・リェジェネワ女史 およびロシア連邦工業・科学・生産技術省付属学術調査統計センター指導研究員で経済学 博士候補のエレーナ・ネキペロワ女史の共同執筆の論稿「ロシアの学術上の損失となる大 学卒業予定者の国外移住」と共に、ロシアの自然科学界は言うまでもなく、国際宇宙戦略 上も危機的な頭脳流出問題を考察する上でも貴重な参考資料となると考えている。(なお , 同紀要第40号掲載論文は,本来ならば本関係資料 に編集さるべき性質の論稿である。)

次に,資料 2002年11月1日付連邦法第115号「ロシア連邦内の外国人市民の法的地位」法の運用手続については,ロシア連邦検察総局付属適法性・法秩序強化問題科学研究センター科学調査部局主任で上級参事官・法学博士候補のイ・エス・ヴィクトロフ

氏いわばロシア連邦出入国管理法制管理部局の現場のベテラン事務官が最近の複雑

なロシア出入国管理法制の違反事件の実態と問題点を月刊誌『労働法』の2003年第9号 (43)9月号P.23-29に紹介解説した論稿「外国人市民の就労面での法的規制と適法性の維持」の邦訳である。既に,ロシアのプーチン政権下の現行外国人法制中基本法的立法をなす本法については,わが国でもいち早く国会図書館立法考査局刊「外国の立法」誌第215号(2003.2)p.139-144に土岐康子女史が「ロシア連邦における外国人の法的地位」のなかで,2002年6月21日付下院,7月10日付上院で可決,7月25日大統領署名公布され,11月1日より施行の本連邦法「外国人の法的地位法」の特色と同法制定の背景を簡潔に紹介した優れた論稿のあることを述べておく。

ヴィクトロフ論文の特徴は,特に7章38条項から成る本「連邦内外国人市民の法的地位法」のうち特に外国人市民の労働関係規制に関連する重要な規定第13条・18条・20条・21条・28条および第32-34条にしぼって,その後に制定された複数の省庁間の管理運用・登録手続規則を含め以下のような11項目を問答方式で詳細かつ実務者的視点に立って解説している点にある。とりわけ,第10項目の同手続違反の実態は貴重な調査資料である。(資料の文中のゴチ個所は訳者の付したもの)

- 1. 本連邦法の基本的な特徴としては何条に注目すべきか。
- 2. どのような外国人市民にたいしこうした手続をとるのか。
- 3.使用者が連邦移民局に提出すべき書類は何か。
- 4.こうした法規の実効性と実例と問題点。
- 5. 外国人市民の就労許可規制要件。
- 6.違反した使用者にたいする制裁措置。
- 7. 外国人市民の登録義務。
- 8. 外国人労働者にたいする調査監督手続。
- 9. 各共和国の外国人労働力誘致・活用手続。
- 10. 同手続違反の実態。
- 11. 各種証書の交付代金額。

プーチン政権は、以下のように外国人労働者導入の法的インフラを着々と法整備する一方で、彼らの導入を規制・監視することで、ロシア市民の安全と労働の権利を擁護するために必要な法的システムも同時並行的に策定してきた。2001年末のあいつぐ行政的違法行為法典・新労働法典の制定、2002年1月25日付全ロシア国勢調査法の施行実施、同年5月31日付新国籍法の下でのパスポート法規の整備(政府が国家行事として半強制的に推進す

る2003年12月31日迄に新パスポートへの書き替え手続違反者には,3日おきに100ルーブルの行政罰金制。出入国記録カード提出義務^注など)そして,ロシア連邦内における外国人市民の入国・退去・居住・労働などに関連して発生する問題に関して規定した本「連邦内外国人の法的地位法」はなかでも今日のプーチン政権下のロシア連邦出入国管理法制の基本立法となる法規である。

西欧とアジアにまたがる広大なユーラシア大陸にかけて世界最長の国境に450もの出入 国検問所をもち、最多の異民族をかかえ込んだ巨大大国(通行許可証大国)ロシ アの伝統的な出入国管理法制がロシア革命以前から社会主義期をへて今日にいたるまで歴 史的にみてどのような特殊な独特の政治・行政的機能と性格をもち、そのことがこれまで のロシア国家の閉鎖性と今後のその発展性をどのように規制する要因となってきたのか乃 至今後もなりうるのか。また同法制が21世紀においてどのように改革再編成されていくの かについてはロシア連邦の民族政策,国際人権,国際政治にも少なからぬ規制要因となる だけにこれまで本格的に取組んでこなかった未開拓の極めて重要な研究領域として、注目 されてはいるが[゛],ロシアの出入国管理法制に関しては基本資料の入手さえも容易でな い今日,関係個別法規,運用手続,就労可能な外国人労働者の範囲,就労許可手続,違法 責任,登録料金など,いくつかの違反事例(10.同手続違反の実態等)をあげて現場の行 政実務家が解説した本ヴィクトロフ論文は貴重である。今回施行された外国人市民の法的 地位法制の運用手続を考察して判明した本法制の特色を2点あげるとすれば,第1点は, 本文の注の「労働目的でロシア連邦内に入国する外国人市民の受入れ割当数値に関する 2002年10月30日付のロシア連邦の決定第782号」 に規定されたようなスタイルの行政管 理システムが中核となって,毎年の移民受入割当数を事前に協議決定する方式で,今後の 外国人市民にたいする出入国管理行政がおこなわれることが定着したとみてよい。すなわ ち,ロシア連邦労働・社会発展省,同内務省および経済発展通商省と国家統計委員会を構 成母体とする審理・管理システムがそれである。ただしヴィクトロフ論文には,これに関 連した以下の最近(おそらく論稿執筆時期後に)公布された最重要なロシア連邦労働省 令 (2003年8月15日付ロシア連邦法務省にno.4985として登録済の

() 15 2003 . No 175 . 15 2003 . No 4985

月刊 労働法 誌2003年no.10(44)法令欄94-95頁)について全くふれていない点は注意しておく必要がある。すなわち2003年7月15日付のno.175労働省令である。本省令は地域の雇用問題担当の労働省機関が当該地域での外国人労働者を誘致・活用することの合理性の有無を判定する際の詳細な手続を25項目に整理し規定した実務上はかなり重要な条項ではあるが、こうした判定が実務現場で規定通り順守されていない実態を上述の10.同手続違反の実態のなかで指摘している。

次に第2の外国人市民法制の最も重要な特色は,外国人市民 という概念のうちに,使用者 が含まれ,登録許可さええれば,国際的就労斡旋業者 として公式に営業活動が公認されることになった点である(問1.本連邦法の基本的な特徴としては何条に注目すべきか参照)。

ロシア連邦政府が今回の外国人市民の法的地位法制定の戦略目標は,既に連邦内の不法 滞在中の外国人市民をも含むCIS内外からの外来市民の不法入国を未然に防止するための 行政措置といわれている。勿論その主眼は,旧ソ連邦とそれ以外からの外国人の不法入国 防止措置である。とはいえ,今日のロシアの民営化奨励社会で憲法の保障する営業の自由 権が国際的 までも含む外国人市民にもどの範囲まで保障されるかと別にしても,現今 のロシア国内では農村部にまで拡がる失業者の充満した現今のロシア国内の労働市場で^注 どのような種類・程度までのビジネスの展開を許可するのか,労働契約をよそおった人身 売買的取引とか,外来資本による不法かつ傍若無人な大規模な国際的派遣業者の営業活動 を公認しながらもその暗躍をどういった新労働法典・新行政的違法行為法典のアミの目で 予防止し取締れるのか,今後に残された課題は多いのではないか。

資料 2003年7月29日付モスクワ市当局決定第615号「外来労働者誘致・活用手続規則」をめぐる問題。副題――中央労組新聞社「ソリダールノスチ」の法律顧問エフゲニー・シャルケリ氏の2003年7月29日付のモスクワ市当局の決定第615号「モスクワ市内への外来労働者の誘致・活用手続」に関するコメント――は、前述の連邦法第115号「外国人市民の法的地位法」にもとづいて制定されたモスクワ市当局の決定の実施段階で発生した問題を紹介した新聞資料である。

週刊紙中央労組新聞

(英文solidarnost) 2003年8月no.30(420)はその第

1頁に「モスクワ市近郊住民は仕事を奪われる可能性あり

」――モスクワ政府決定第615号の「モスクワ市内への外国人労働者の誘致・活用 手続」が騒動をひきおこしている。モスクワっ子の職場を護るためのこの法規がモスクワ 市以外のロシア人市民を外国人と同一視している――と題して,次のような解説をした。 「問題は同決定の第7項だ。省庁合同委員会の決定によると,企業・組織の組織手続によ り他の都市より誘致されてやってきた専門家・労働者がモスクワ市内で就職するためには, 誘致場所においてモスクワ市のパスポート・ビザ管理局に所定の手続にもとづいて登録申 請しなければならないと規定している。さらに使用者は本登録手続以外に,他市より誘致 した市民の就労許可願を所定の委員会に提出しなければならないのである。 ゼルゲエフ氏 もバラシフ氏も同じく他市の市民である。モスクワ州内に居住する殆んど数百万もの住民 がモスクワ首都の官僚の行為によって,職場を失う可能性が生じている。こうした政府決 定にたいして,すでに連邦労働省のアレクサンドル・ポチノク氏は反対であり,モスクワ の検事局に提訴したが、検事総長はこの訴えを却下した。」との記事をのせて読者に注目 をあおった。同紙には各界の労組代表の発言を記載したが、モスクワ州労働社会問題管理 局長ビクトル・ルーシエフ氏は、「モスクワ政府がモスクワ近郊の労働者のしめ出しを策 動しているなんて一体どうしてこんなまぎれもない噂が出るのか?全く誤解である。ダー ルの辞典でも外来人と外国人は区別している。州政府はモスクワ市と連絡をとり,どんな 場合もこうした処理はしないが,モスクワ市・モスクワ州間には文書にしたモスクワ州住 民の就職の自由を保障した取り決めは全く皆無なので,早々に対処したい。」と述べてい る。連邦政治・行政・文化の中核である首都モスクワとロシア連邦内で最多の就労人口と ハイテク産業の集積した多くのメガポリスの集中するモスクワ州間に生じた本トラブルが 一件落着とは言えない重要な問題に近未来になりそうである。単なる流言ひ語として無視 できないきびしい労働市場と最近の同時多発テロ防止にはじまる国際的治安強化の現実が その背景にはあるからである。例えば、ロシア緊急事態省によると、チェチェン独立派の 犯行とされる3月14日のプーチン大統領の再選挙前の2004年2月6日朝通勤ラッシュ時の モスクワ中心部を走行中の2号線メトロ車内での爆破テロ事件直後,ルシコフ・モスクワ 市市長による同市内非居住者の立入制限措置などがそれである。注この現実を統計的に探 る手がかりになる研究資料がモスクワ州内に潜住する難民・強制移住者・無登録の多国籍 の外来不法就労者を含む最近の就職動向や満足度までも数値的に探究した資料 首都モス クワ市内の移入民の実態調査の ... ビシェゴロージェフ氏のモスクワ市近郊移民動向に関

する調査論文「ロシア国家の最適移民政策の策定選択のさいの諸規制要因について」である。提示数値の出所の明らかでないデータをベースにしたマンネリ的な国家統計委員会刊の公式の統計集のみでは、とうてい今日のIT時代の急変・流動する移民状況をとらえきれない活発な移民動態を明らかにしている。 本調査論文には連邦国境警備局・モスクワ市内務総局・モスクワ市統計委員会・同移民問題委員会・モスクワ政府付属のモスクワ外国人労働力誘致・活用問題に関する省庁間行政委員会の2001年度の調査資料が使用されている。なお本論文の出所は月刊「労働法」雑誌2003年第10号(44) P.78 - 80である。

注 新パスポート切替え手続違反者の行政罰記事は中央労組紙「ソリダールノスチ」2003年no.41。 なお極東情報誌「Russian Far East Journal」第36号2003年4月2日刊は,今月のロシア極東ニュース欄に「出入国記録カードの取得はお早めに一国内での発給は5月末まで」と題して次の記事を掲載している。連邦出入国管理局は,本年2月14日前にロシアに入国し,国内に滞在中の外国人に対する「出入国記録カード」の発給を5月いっぱいで終了すると,外国人滞在者の注意を促している。6月1日から,外国人登録の有無にかかわりなく出入国記録カードを無償で交付する特典は廃止される。

ノーボスチ通信がロシア内務省の発表として伝えたところでは,「5月1日より6月1日前日までの期間中に,その滞在地の最寄りの連邦構成主体(地方自治体)オビール(OVIR:外国市民査証・登録部)に申請を提出する外国市民には,例外なく無料で11桁のコード番号を付した特別のプラスチック製出入国記録カードを発給する」という。

このカードは、外国人登録の有無にかかわらず発給されるもので、6月1日までは申請者に対しカード発給を拒む権限はなく、まして外国人登録をしていないという理由で罰金を科す権限はない。ただし、外国人登録をしていない外国人の場合、交付されるカードの摘要欄に「登録する義務あり」との注記が記載され、法が定める期日内に外国人登録をする義務を負うものとされる。ロシアでは、本年2月14日から、すべての新規入国者は「出入国記録カード」の発給を受け、到着後3日以内に外国人登録をする義務を課せられている。上記の発表は、2月14日前にロシアに入国し、規則に反して外国人登録をせずに現在ロシアに滞在中の外国市民も、遅くとも5月末日までに申請すれば、問題なく「出入国記録カード」の発給を受けられることを強調したものである。

さらに,上記期日をもって,国内での「出入国記録カード」の交付は終わり,この時点以降にカードが発給されるのは,448ヶ所の国境通過点に設けた出入国管理ポストに限られる。

また,内務省は近く外国人登録規則違反の罰則を強化する意向で,「現行法規に違反する外国人に対する罰則は,一段と厳しくなり,入国禁止措置までを含むことになる」という。(3/21)

主 なおこれに関連したわが国のロシア革命期以降のパスポート制度の研究文献には,新美治一「『居住・移転の自由』と国内パスポート制度」藤田勇編「社会主義と自由 ソ連における自由権法制の研究 」法律文化社1984.2.20刊P.370-402。同「ソ連連邦における『居住・移転の自由』について 論点の整理を中心に」「社会主義法研究年報第6号,社会主義における生活と法」法律文化社。1981年刊。187ページ。なお最近の文献について渋谷謙次郎氏の次の小論がある。小森田秋夫編「現代ロシア法」東京大学出版会2003.9月刊.p.300以下。第3節移動の自由と出入国の自由参照。

注 「労働活動目的でロシア連邦内に入国する外国人市民の受入割当数値に関する2002年10月30 日付のロシア連邦政府の決定第782号」 30

2002 . No782 .

ソ連邦内の外国人市民の法的地位に関する連邦法第18条第 1項にしたがって,ロシア連邦政府は,以下の事項を決定する。

- 第 1 項 2003年度の労働活動目的でロシア連邦内に入国する外国人の招聘人数値については530,000 名とする。
- 第2項 ロシア連邦構成諸国の各執行権力機関は,2003年度以降は,次年度の8月1日までに, ロシア連邦労働・社会発展省にたいして,自国の労働資源の優先活用原則にもとづいて,各 連邦構成共和国の労働市場ならびに人口状況を配慮したうえで,受入れることの可能な外国 人市民の割当数値を決定し,提案するものとする。
- 第3項 ロシア連邦労働・社会発展省は、連邦内務省および連邦経済発展・通商省と共に、毎年 10月15日までに、ロシア連邦政府の移民政策委員会にたいして、ロシア連邦構成各共和国の 執行権力機関の提案にもとづいて、決定した次年度の割当数値証認のロシア連邦政府の決定 草案を詰込む。毎年、12月1日までに、各構成共和国の提案した同数値を考慮して連邦政府 が承認した割当数値を連邦各構成共和国に配布する。各構成共和国の執行権力機関が、その 割当数値について変更の必要がある場合には、再配分提案をすることができる。
- 第4項 ロシア連邦労働・社会発展省は,ロシア連邦内務省・経済発展通商省およびロシア連邦 国家統計委員会と共に,6ヶ月以内に再割当決定案の準備・審議手続を作成・確認するもの とする。
- 月刊「労働法」雑誌2003年第8号(42)8月号,規範的法令欄93ページより引用。
- 例えば,クラスノヤルスク地方では,2003年1月-9月期に失業者数が14,500から16,700名と増加しているが,うち5,700名は農村居住者で,約6,000名が34の農村の職業技術校で職業教育

2003年11月第43号(474)10頁より。

- 注 なおモスクワ2003年度刊のロシア連邦国家統計委員会編の「2002年度のロシア連邦の移民人口数値 2002 」の18ページの2002年度ロシア連邦地域の移民人口統計によると,モスクワ州の移民総数は209,913で移入民数98,800うち,地域内移民28,232,他地域からの移民70,568,他国からの移入民13,578うち独立国家共同体およびバルト諸国から13,266それ以外の外国から312,他の地域領域からの合計84,146,とその他の各州中で最多の数値である。
 - なお,「外国人の法的地位法」制定と同時にロシア連邦の外国人と無国籍者にたいする一時的居住許可証の交付割当数」にかんする政府決定が交付された。これは2003年度に外国人に交付される一時的居住許可証の割当数値を各自治体ごとに決定したものである。全体数439,808を各管区ごとにみると,中央連邦管区146,375,北西連邦管区71,495,南連邦管区9,100,沿ボルガ連邦管区74,230,ウラル連邦管区63,125,シベリア連邦管区52,950,極東連邦管区21,805,で最多割当数は中央連邦管区のなかの首都モスクワで,90,000,この数値は中央連邦管区(ロシア)内で就労外国人のうちの3分の1がモスクワに集中していることを示していることの実証となる。(前掲土岐論文p.142よりの引用)
- 注 2004年2月7日付朝日新聞およびNHK早朝ニュース。

2003.no.(42)

注

をうけている。法律新聞

(付記) 拙稿「最近のロシアの雇用法政策・就職関係資料(1)「高松大学紀要」第40号 2003.9」は、以下のURLでも参照できる。http://www.takamatsu-u.ac.jp/nlibrary/li-index.html

ロシア科学アカデミー付属米国・カナダ研究所副所長,経済学博士 ビクトル・スピャン

はじめに

国際移民は,世界経済のグローバル化の深化と共に,多くの国家が経済・社会・人口発展するためのますます重要な要因になってきている。ロシアは21世紀初頭国際移民の大量流出入に関しては重要な役割をしている。20世紀後,最近の10年間のロシアの平均流出移民数をあげると,海外諸外国へ約10万人,近隣の独立国家共同体

とバルト諸国へは年間平均数15万人以上のロシア人が移民しているのである。 基本的には旧ソ連邦構成諸国からではあるが、ロシアへの移入民数は、更に大規模なものであった。すなわち、1989年にはじまる合法的移入民数だけでも7,800,000人、独立国家共同体およびその他の諸国から非合法移入民については約700,000から5,500,000人へと変化した。こうした移民の急増傾向が、わが国の社会・経済および政治生活に及ぼした影響の成果についてはプラス・マイナスの両面があって一律に評価できないが、最もありがたくないマイナス現象の1つが頭脳流出 すなわち高度の技能資格をもつ知識人や専門家の国外流出である。

1.頭脳流出の世界的規模と動向

今世紀のはじめからかぞえると世界の全移民数値は約168,000,000で,そのうちの約半数が不法移民であるという評価がある。 ILO資料によると,1990年代末の各地域の労働移民総数は以下の通りである。欧州 30,000,000,アフリカ 20,000,000,北米 17,000,000,中米と南米 12,000,000,近東 9,000,000,アジア 7,000,000。ある国では人口の中核は移民で構成されており,その構成%は,アメリカ20%,スイス15%,ドイツとオーストリアは各9%,フランス7.5%である。このように大抵の国家が,国外より大量の労働者受入れを極めて必要とするようになったのである。EC諸国の場合は,少なくとも労働可能人口数値を現状のままの水準に維持するためにも毎年1,600,000を下らない移民を必要とするようになっているのである。 生

国際移民を実施する基本的なモチーフは、移民労働者の出身国よりも更に有利な条件で

働けるような制度づくりにあるが、労働移民がおこなわれる条件には、こうした経済的モチーフ以外にも政治的・人種的・文化的・家族的その他の問題の条件配慮も必要となる。21世紀はじめの大量移民の主要目的地は、米国と西欧であるが、90年代の米国への移民のうち約9,000,000は合法移民で、約2,000,000は不法移民であったといわれている。EC諸国には年間約1,300,000以上が流入し、そのうちの移入民規模のトップは、ドイツ・フランス・英国・さらにそれ以外に地域的移民誘引センターとしてオーストラリアかもしれないが、最近ではロシアもまた移民誘致国になっているのである。1960年代アメリカへの重要な移出民国は、カナダと西欧で70%を占めていたのに、1970~90年代になると、ラテンアメリカとアジアがそれに替わり、この時期のこれらの国の米国への移民は全体の85%を占めるようになった。

世界的な大量移民の潮流のうちでますます重視すべき点は, 有識者の移民

であって、その正確な統計数値を欠くとしても、90年代先進諸国への高等教育をうけた有識・専門技能者の移民数は常時増大している。その流れのうちのおもなるものは、アジア諸国よりアメリカ・カナダ・オーストラリア・英国へという特徴がみられる。これら先進諸国の高等技能者にたいする需要のベースには、これらの国の経済の要請と情報テクノロジーの急激な発展がある。アメリカ合衆国の場合は、1990年代だけで約9,000,000人もの高等技能専門家が情報部門に移民し、その供給国はインド・中国・ロシア・カナダ・英国・ドイツであった。

アメリカには経済協力開発機構OECD加盟国で学習した全外国人学生数のうち32%が やってきているのである。アメリカの高等教育制度は、とりわけ高等技術者移民募集のた めの重要なチャンネルになっており、例えば1999年度の第1級入国ビザを取得者の25%は、 この国の大学卒の高等技能資格をもつスペシャリストであった。アメリカが国外の有識者 や高等有資格専門家の主要な誘引センターになっていることは疑うべくもない事実である。 外国生まれのアメリカ人のうちの40%がドクター乃至学術博士の有資格者であるという事 実からもこうしたことが言えるのである。アメリカの議会は、2002年度だけで、高等資格 をもつ専門家のための第1級ビザの割当数を115,000から195,000名に増加を承認した。

その他の先進諸国も外国人専門家導入に積極的な試行策をおこなっていて,なかでもカナダはこうした専門家の導入に条件をつけない純輸入国である。フランスは情報技術にかんする外国人学生や研究者・専門家導入プログラムの先進国である。なかでもドイツは2000年度に情報専門家を国外より募集するために20,000枚のグリーン・カード発行を宣言

し,2001年末にはすでにこうした有識専門家を10,000人ドイツ国内に引入れた。EC諸国では情報技術専門家不足数を1,700,000人と評価した。しかるに,こうしたヨーロッパ諸国が以前程ではないにしても,アメリカ向けの学術要員の供給源でありつづけていることを忘れてはならない。第2次大戦後よりこれまでにヨーロッパから米国に100,000人以上の研究者が移住したのである。発展途上国のシンガポール・マレーシア・中国もまたこうした外国人研究者・専門家の導入のためのダイナミックな強化策を採用した。2001年度,日本は220,000人の外国人専門家の導入を認可した。

研究者・学生受入競争については,アメリカはヨーロッパよりもはるかに有利である。アメリカには有利な労働条件,完備した研究所・高い賃金水準がある。アメリカはヨーロッパよりもより高い教育水準を維持し,ヨーロッパの大抵の大学が外国人学生にたいし無料の教育制度を設けているにも拘わらず,学生はアメリカに魅力を感じるのである。というのも,若い人たちは完備した学園都市キャンバス以外にも,学生が英語を学習し,生産活動とより密着した大学の教科プログラムのもとで学びまた積極的に に参加できるからである。しかも重要なことは,好成績の学生にはアメリカで労働ビザを取得するチャンスがえられるのである。すなわち,2000年の立法によると,企業主が約1,000ドルの納税を覚悟すれば外国人卒業生を自己の職場に採用する権利を取得できるのである。アメリカの統計資料によると,アメリカでドクター資格を取得した欧州人の約50%はアメリカで就職し,しかもその地に永住しているのである。

ヨーロッパの頭脳流出の特色は,きわめて領域内的性格

をもっていて,例えば1990年代(1992 - 1994年)のはじめには764,000名の全移民数のうちの82,000名の研究者が欧州からドイツに移住し,そのうちの46%は旧ソ連邦とりわけロシア連邦共和国からの移住者であった。^注

2. ロシアからの有識者移民の規模とその特色

ロシアの公式の資料によると、1987年にはじまるいわゆる第4次移民の流れの移民先の主な内訳は50%以上がドイツへ、イスラエルへ25%以上、米国は10%以上であり、残りの3%はギリシア・カナダ・フィンランド、その他の諸国へ3%となっている。同時に移民の人種も漸次変化し、1993-1995年間の移民総数のうち半数以上がドイツ人、13-15%はユダヤ人であったのが、その10年後の今日ではドイツ人は23%にまで減少し、ユダヤ人の移民数も若干減少した。1998年になると、移民の人種グループ中ロシア人が(29.3%)と

第1位を占めることになったのである。2000年度のロシアからの移民の人種グループ内訳は,以下の通りである。ロシア人25.8%,ドイツ人22.6%,ユダヤ人4.5%,その他9.4%。本統計数値は,ロシアでの永住を断念して出国ビザを取得した人たちのみを含むものである。

ロシアからの本当の頭脳流出規模の数値に関する情報は、かなり断片的なものであり、 正確にとらえきれていない。その評価は場合によって様々で異なっている。というわけは、 大抵のロシア人研究者が移民として国外に出るのではなく、先ず契約労働者として出国し、 そうした臨時的な仕事上の資格から常勤職へと移動する場合が多いからである。例えば、 ロシア学術研究者労働組合委員長のヴェ・カリヌーシキン 氏は,最近10年間 に500,000から800,000の研究者が国外で就労していると言う。西欧での評価はこれより控 え目で,多くても200,000とし,またハーバード大学の某アナリストの説では,1991年以 降10,000から20,000の研究者が国外に出ただけだと言う。集計方法とかシステム的な統計 上の不備がこうした異なった数値の原因となっているのである。知的移民力カテゴリーの うちに,調査マンAは研究者のみを算入,Bは研究者と技術者,Cはそれにプログラミス トも加算し,Dにいたっては,高等教育受けた者すべてを加算するといったぐあいである。 普通は,こうしたカテゴリーには学生や研究生 が該当するものである。まるでロシ アからの移民がすべて明確に頭脳流出の徴候をもっているかのようである。しかし,90年 代のロシア人移民のうちの4人に1人が高等教育をうけており、そのうちイスラエルへの 移民者のうちの30%,米国へのそれの40%以上,カナダへの60%以上が高等教育を受けて いるのである。今日ロシア人のうち高等教育を受けた者の比率がわずか13%を越えるにす ぎないという事実からしても,この問題は深刻に受けとめねばならないのである。ドイツ やイスラエルへの移住者のうちの約80%が学術研究者や教育関係者なのである。旧ソ連邦 よりイスラエルに移住者のうちの40.5%がロシアでの13年乃至それ以上の教育期間を享受 した人たちであるのにたいして,同様なレベルの教育をうけたイスラエル人はわずか24.2 %しかいなかったのである。[※]

イ・ウシカーロワ女史 は,ロシア人スペシャリストの頭脳流出について1996年 1月現在で,イスラエルだけで110,000名の技術者ではない研究者がロシアとそれ以外の旧 ソ連邦共和国より移民してきたと評価した。技術者移民数値について正確な評価ができない 理由の1つには,内務省の外国人香証登録管理局 =

が正確なデータをもっていないことと関連し

ている。1990年代なかばに実施したいロシア科学アカデミー付属の16の学術調査研究所 - の調査によると,そこでは当該研究者たちの出

国は有期契約

によるのが一般的であって、例えばエヌ・エヌ・

セミョーノフ名称化学物理学研究所

からは

2年契約で172名の研究者が出国しているが,永住者は誰もいない。またア・エフ・イョフェ名称 の物理技術研究所の場合は,83名が有期契約者で15名が永住者である。また某モスクワ技術専門学校の教授であり,ロシア科学アカデミーの一般物理学研究所の共同研究員でもある某教授の証言によると,かつてのレーザー調査研究所

の同僚のうちの約90%が現在国外で就労しているという。

今日では、代表的な科学エリートや若い専門家たちは、自己のもつ学術上の資格水準の 向上を目指して自由自在に基本的には有期契約を手にして出国しているのである。実習契 約・研修契約 による出国者の総数値は,永住出国者 数値の5分の3倍を占めているようになっている。イ・ウシカーロワ女史は海外に永住し ているロシア人の研究浮浪者は,1990年代後半には約30,000人いて,有期契約による就労 者はその4倍の120,000人以上いると評価している。1990年代の防衛学術調査研究所や軍 産複合体 = の研究者・専門家の海外出国者数は70,000名 を下らないと評価されている。旧ロシア核エネルギー研究センターでもあった全ロシア実 験物理学学術調査研究所(アルザマス16)の1991 - 1996年間だけをみても,5,000名以上 の専門家が海外に出国している。専や軍事目的用の電子光学その他の電子プラントの生産 システムに特化したインパルス "からは,1,800名もの研究員や技師たちが1992 年から1993年度にかけて出国した。また80年代中頃から90年代中頃にかけての10年間には, とりわけ生物科学兵器部門の研究開発活動にも従事していたロシア・ウィルス学・バイオ テクノロジー研究センター(ベクトル)から3,500名の研究者が退職してしまった のである。このような傾向はウクライナでも同様にみられるのである。例えば,大陸間弾 道ミサイルSS - 18を生産し,それに関連した調査研究をおこなっている軍産複合体企業 の 1 つであるユジマシ だけでも1991年から1996年度にかけて,約5,000名の同僚従業 員を失ってしまったのである。^注

おもに90年代前半の断片的な西欧の資料に基づいて判断すると,数1,000とは言えないにしても少なくとも数100人もの核・ロケット技術部門の専門家が,とりわけ大量抹殺兵器不核散条約に違反してまでも海外に就労渡航したのである。1992年からは,アルザマス

16センターより16名の核物理学専門家がイラクへ働きに出国し、同年にはイランやリビアにも各部門の専門家が就労し、イスラエルへは40名の核物理学の専門家が移民した。1994年には、1,000名以上の原子・ロケット技術部門のロシア人専門家がこの種の軍備を完成化させるために中国のプログラムの下で働いた。1992年には、450名のロシア人の原子兵器専門家がキューバのヤラギアの原子力発電所で働いた。注とりわけ2000年にジエレズノゴルスク市に核廃材再利用に特化した軍需企業閉鎖・再利用センターの創設に関するロシア連邦原子エネルギー省とアメリカエネルギー省との間に協定が調印されたことは頭脳流出の予防にも役立っている。アメリカ側はこれに対して1,500,000ドルを支出したのである。ジョージ・ブッシュ大統領は行政府の賛同をえて、ロシアから大量破壊兵器を生産する核その他の技術拡散リストの低減策として、21世紀の最初の10年間に300億ドルを支出すると勧告した。

なぜかくも大量のロシア人研究者や専門家たちが海外に流出するのか。その原因につい てはよく周知されてはいるものの、その主たるものは、科学研究・調査のための国家支出 が極端に削減されていることにある。最近の10年間だけをみても,ロシアの科学研究開発 投資 のための支出額は国民総生産 の1%から0.3% までに減額されているのである。ソビエトの現状かたみても,この数値は決して国民総生 産の2%以下に減額してはならないのである。またロシアの研究者の平均賃金は,国内の 平均賃金よりも30%も低いのである。2002年度のその月額賃金水準は,アメリカの5,000 乃至7,000ドルに対して,平均60乃至100ドルにすぎないのである。専門家の研究領域から の撤退流出は、国外だけでなく、国内の他の経済領域においてもおこなわれている。(い わゆる研究者の国内移住)90年代の学術研究者の数値は,3分の1以上減少している。学 術研究を志す若者の流れは途絶え、研究者の平均年令は50才を越えている。研究活動から 国内の他の部門への移動者数値は1,500,000といわれている。ロシア連邦共和国科学アカ デミー一般物理学研究所のある部局の指導者の証言によると,大学グループの同期生のう ちの15名乃至20名が一度に仕事上の事由で研究部門を見捨てて銀行業務ビジネスの仕事に 移動してしまったという。研究の仕事にふみ留っていた彼の5名の友人のうち3名が国 外に出て就職し,国内に留って従前の仕事を続けている者はわずか2名しかいなかった。^注

わが国の海外留学生数値は増加の一途をたどり,90年代なかばには約13,000名がロシアを移住して33ヶ国の大学に留学した。そのうちの大部分を占める10,000名以上が米国・ドイツ・フランスおよび連合王国に留学した。アメリカの専門家の評価によると,2002年度

のその数値は、2,600名にまで増加したという。ロシア人学生が海外に留学するというプロセスそれ自体はまことに結構なことである。新知識を修得し資格を向上させるのみならず、彼らは先駆的な学術研究校への入学許可を取得し、外国語にも通暁して労働市場での自己の競争力を強化しているのであるが、大いに気になることは、こうした学生の大部分が将来海外就職を志向している点である。アンケート回答者のうちの45%がはっきりと海外就職を希望しているのである。また約20%は大学の課程を終了後も引続いて海外で教育をうけたいと志向しており、祖国ロシアに帰国を明確に志向している者は、わずか18%にすぎず、約17%の者はいまだに自己の将来プランさえもきめかねているのである。専門家たちの評価するところによると、海外留学しようとするロシア人留学生ののちの潜在的な移住志向をもつ学生の全数値は、きわめて高くて約70%であるという。

大学卒業者の祖国ロシアへの帰還をうながすことのできる要因とは何かというと,高賃金,八イクラスの社会環境・仲間の存在,職業による開発と立身成功を容易にするための条件の整備,国際的な専門上のコンタクト・海外渡航,今日的な設備へのアクセスと情報交流を容易にすること,自主性,自由自在な仕事上の予定表づくり,長期の安定した就職等である。以上のようなこうした条件の大部分が,明らかに当面はえられないことは言うまでもない。

3. 国際的要員移民の社会・経済的成果

移民は受入国とりわけ開発先進国にとり、経済計画上益するところが多いのである。とりわけアメリカ経済の発展にとって知的移民の果たした貢献度については周知されている。80年代から90年代にアメリカ労働市場に登場してきた工学科やコンピュータ学科のドクターのうちの40%は移民者であり、大学の技術学科の教師のうちの25%も同じく移民者であった。アメリカに居住する移民は90年代なかばには年間2400億ドル以上を稼ぎ、うち約900億ドルを納税したと評価されている。同時にアメリカの国家は毎年50億ドルを移民の社会的援助のために支出しているのである。こうした移民というカテゴリーの市民にたいし純粋に金銭保障という型での見返り金額としてはきわめて高額な数値ではあるが、これもまた言うまでもなく、移民がアメリカの学術と技術開発にたいしておこなってきた貢献度の大きさなるが故である。

アメリカでも指導的な大学の精密科学や自然科学の多くの講座にロシアからの移民者と りわけアカデミー会員やロシア科学アカデミーからの特派員が多く働いている。現存の統 計資料によると、1996年だけをみても自然科学部門で最も有名なロシア人研究者100名のうちの50名までが国外に移住して就労しているのである。こうした移住者のうち著名な研究者にア・ア・アブリコーソフ とかエリ・ゼ・サグデーエフ がいるのである。 情報技術とかコンピュータ技術の分野において数千名ものロシア人プログラマーやその他の専門家がシリコンバレーの多くの会社やその他の技術畑で働いている。 21世紀初頭のアメリカには、数万をかぞえるプログラム保障やコンピュータ技術部門でロシア語を常用して働く専門家の集団が設立されているとさえいわれている。アメリカに移住したロシア人移民の公式の数値は、頭脳流出という現実の尺度でみると少なすぎることを特に強調しておかねばならない。例えばアメリカの移民・帰化局の公式の統計資料によると2000年度には高等教育をうけた15,000名もの専門家が永住地を求めてこの国に入国したとある。契約就労という型のものを加算すると実数はこれ以上である。

移民を国の経済活性化のために優先して積極的に活用したもう1つの代表国は,全世界のユダヤ人を国内に集中誘致政策をとっているイスラエルである。研究者や高度の有資格要員を移入民したおかげで,イスラエルは経済的・科学技術関係において,最も先進国の仲間入りをはたしたのである。これに関しては,旧ソ連邦共和国からの移民を含むロシア人移民が特別の役割をしたのである。

移出民の結果,輸血供給国としてのロシアは,特に知的な側面においてどのような影響をこうむったのであろうか。実際面としては,移住労働者の家族にたいする為替送金と自国財政への一定額の弁済がおこなわれた。現存統計資料によると大抵の場合,こうした弁済金額はかなり高額である。こうした為替収入金額は90年代のなかばには,パキスタンの国民総生産額の3%以上,バングラデシュ-4%,ジャマイカ-5%,スリランカ-6.2%であった。例えば,ある専門家の意見によると,エジプトへの移民所得の送金額の28億ドルは,国民総生産の補足金額として68億ドルの創出を刺戟し,この金額はこの国の国民総生産の16%を占めていると言う。

発展途上国からの知的移民について述べると、これらの国の研究者や専門家たちは自己の資格を向上させて西欧で働いた後に祖国(例えば、中国・印度)に帰国し、自国の研究機関に就職するというパターンが多い。さらに、これは研究者だけの問題ではない。教育をうけ、自己の物質的地位を改善して帰国し管理職・医師・建設業者・熟練労働者といった他の職業に就くことも稀ではない。こうした帰国者の多くは、中国人・韓国人・ユーゴスラビア人・印度人・トルコ人である。とりわけ、ユーゴスラビアやトルコで今日急速に

発展しつつある建設産業は,ドイツに長期就労したかつての移民たちのおかげで進歩の刺激をえたものたちである。

高度の熟練専門家の未帰還者を出した国家にとっては、給血国の経済的科学技術への潜在力の損失となる。ロシアからの労働者移出民の規模については、全体的にみて増加させてはならない。公式の統計資料では、90年代には100,000名から70,000名に減少傾向にある。こうした傾向は、一方ではロシア国内の経済状況が若干改善されつつあると同時に、他方では外国人労働力受入れの厳しい割当許可制を設けた多くの潜在的受入国の現行行政立法上の制限措置によるものである。しかし、大抵の場合、高度の有資格専門家の場合には、こうした制限規制の対象者とはならないのも事実である。これ以外にも、ロシアからの移民は、多くの発展途上国からの移民と同様に、受入国の客観的な経済的諸条件やその労働市場の特殊性からして制限を受けているのである。多くの発展途上国の6%から10%といったかなり高い失業率のために、中級・下級資格の労働力の市場競争は極めて厳しいものがある。同時にロシア人の潜在移民のもつ資格水準は西欧の職業標準に十分に答えるものではない。ただし、宇宙・レーザー光線技術・結晶学・生物学・低温物理学・数学・コンピュータ技術・電子計算機によるプログラム保障などのカテゴリーの研究者や技術者は別とするのであるが。

90年代に,永住場所を求めて,ロシアから海外に出国する研究者・技術者の規模数値は年間数8,000名で,うち研究者は4,500名を占めていると評価されている。80年代の第2半期から90年代にかけて出国した研究者・技術者の平均%は全体の約2%を占めているが,同数値は大多数の発展途上国からの研究者の出国数値をうわまわるものではない。しかし,すでに指摘しておいたように,個別の学問領域での出国%はそれよりもはるかに多くて,しかも場合によっては国の経済的安全を犯しかねない場合すら生じているのである。

4. 知的移民と経済的安全にかんする若干の状況

最も広い意味での経済的安定とは、社会的要求を国民的・国際的レベルにおいて効果的に充足保障する経済能力であると定義することができる。経済的安定化のための最も重要な構造的な諸要素とは、以下のものに現れる。その諸要素とは次の4要素である。1.経済的独立性 2.国民経済の安定性と耐久性 3.自己開発力と改善能力 4.国民的・地球的・乃至部門別をとわず、企業・社会・個人レベルですべての主体が安全に向けて経済的に相互に依存しあっていることである。こうした経済的安定状況にたいして、移民は

どのように影響するのであろうか。ロシアに関してみると,以下のような特別のさわぎをおこさせるような3つの見解が考えられる。 学術要員の移民が他の活動領域に移動することは科学技術の潜在力の低下をまねく恐れがある。 国外への移民は資本の国外追出しと移動を伴うので,給血国ロシアの外部経済と財政状態には脅威となる。 高度の技能要員を含む内部間・領域間移動は,地域市場と地域内の経済と労働潜在力に重要な損害をもたらすだけである等。

ロシアからの知的労働者の移民がどの位経済的・国民的安定に量的にマイナスになるか を測定することは,極めて複雑な作業であるが,しかし,そのうちの最も重要なマイナス 要因を抜き取ってその因果関係を明らかにすることはできる。

まず第1に,ロシアからの頭脳流出はその規模を正確に評価できないにしても,最先端国にわが国が技術的にひどくおくれをとることになる。1990年スイスのダボスで開催の世界経済フォーラムの参加者の評価では,いわゆる技術指数上

はロシアは先端諸国49ヶ国のうち最下位におかれたという。^注 わが国の最も将来性のある優秀な研究者や技術者をまき込んだ知的移民がおこなわれているとしたら、それは言うまでもなく、ロシアの経済と科学技術にたいする安全を犯すことになりかねないのである。

第2に,知的移民はその多くが,例えば数学・生物学といった分野で世界の学術上指導的な地位を占めてきたし,今なおその地位を維持しつづけているわが国の研究機関の崩壊を招きかねないのである。今後とも大抵の若い研究者や助手たちが仕事を求めて海外に出かけるとか,あるいは海外留学に出かけた多くのロシア人学生が帰国しようとしないとなると,研究員の再生産問題はかなり深刻になるのである。比較にならない程の高額の収入をえられる経済部門へ研究者が転職といった国内移動という事実もさることながら,とりわけ何世代もの研究者によってきずきあげられた研究機関をもち,その開発に多大な財政支出を必要としてきた基礎研究部門からの頭脳流出は,あらゆる学問研究に多大な損害をもたらすだけである。若干の国,たとえば戦後のドイツの経験からも明らかなように,研究機関の再興は,崩壊した企業の再運よりもはるかに複雑困難な問題である。そして更に,最も前途有望な研究スタッフを流出した国は多くの研究機関の研究水準の低下を避けられないのである。おそらく学術全体がより生産的な状態にあるということは,研究スタッフが自国においてすら他の活動領域に移動することなく,海外に働きに出かけるようなことのない場合である

。こうした場合には、研究者は原則として本国とか同僚たちと連絡を保ちながら共同のプロジェクトとか国際的な研究会議に参加するものである。彼らの多くは、海外に出て契約就労しながら、あらたな、時にはきわめて価値のある体験をえて母国に帰還するのである。ロシアを出奔した知的移民者がもたらすプラス・マイナスを評価するとすれば、現段階では明らかにマイナスになりうるような成果しかみられないのであるが、国はこれについてどのように対処することができるのであろうか。ここにきて大切なことがらは、政府と社会が国の将来にとっての学術・教育および研究・技術進歩の価値の重要性をどのように認識することができるかという点にあると考えたい。ロシアは以下のようなかなり厳しい二者択一を迫られていると思う。すなわち、ロシアは世界経済における自国の経済開発と統合のための戦略目標をこれまで通りの自然資源の搾取コースをとりつづけるのか、それとも熱科エネルギーコンプレックス部門

の開発を拒むことのないことは言うまでもなく,今なおわが国ロシアのコンクール上の特典の1つでありつづけた最もえがたい人的資源としての研究と科学技術上の進歩と高度の技能をもつ要員スタッフの養成に賭けるか,のまたとない選択の岐路に立たされているのである。

研究にたいする出費は、最も優先的に支出される予算のうちの1つにならねばならない。その予算水準は国民総生産額の2.5%乃至3%以下であってはならない。現在の国民総生産額の下で連邦予算の限られた金額である約3,000億ドルという財源でもってすら、わが国の科学の現状を改善するには不十分であることは明らかである。これを補填するためには、例えば会社の源泉所得にたいし特別の課税制を導入し、できれば研究活動にたいする財政に私的資金を活用するといった従来の伝統的な方法とは異なった措置も必要になるのである。むろん私的資本は研究教育財政上まず経済的方法を使って刺戟する場合には必要である。自己の研究センターの組織化や科学技術の進歩開発と教育のためのもろもろの復活義援基金を創出するためにもビジネス的な関心が必要とならねばならなくなる。しかし、祖国の学術とりわけ基礎的学術の復興にたいする国家の役割がまず第1に重要な意味をもってくる。

90年代祖国の重要な支援ファクター(特に大量の研究者の海外移住予防のための)となったのは海外の復活義援基金による財政援助基金による財政援助であった。ハーバード大学のおこなった調査資料によると,90年代にロシアで活動した全研究調査活動者の約17

%が海外からの財政援助を受けていたこと、より権威のある研究センターのなかには50%も海外から援助を受けていたともいう。 もっとも、この費用は、義援金的性格のものではなく、それによる科学技術の成果の大部分は、海外に出ていったのである。したがって、極めて重要となるのは、国の経済的・科学技術上の安全を脅かすことのないように、科学技術上の産物を提供する民営化したメカニズムを造りあげることである。知的移民の増加により国の安全侵害を防止する観点からしても、この領域にたいし十分配慮された国家規制策が必要となるのである。国家機密順守を除いて、こうした専門家たちの居住場所とか就労選択を制限したとしても決して問題の解決にはならない。ロシア人研究者や専門家たちが国際的科学技術協力をし、国際的科学調査プロジェクトの発展のために用意された開発先進国の科学調査基金の協力をえて彼らが研究等級に応じてそれを受取るプログラムにより積極的に参加させるような政策を国家は練りあげる必要がある。更にここにきて重要なことがらは、わが国の研究要員たちが国内で正当に評価され、彼らがロシア国内に留って仕事をすることに刺戟をうけると同時に、何の制限もうけずに国際的に交流し、かつまた国際協力に積極的になれることである。(20003.10.22稿了)

注 P. Martin, J. Widgren. International Migration: Facing the Challenge. Population Bulletin, Vol. 57.2001,p. 2.

注 Migration and Brain Drain.buzzle.com28.01.03.

注 Thomas Straubhaar. International Mobility of Highly Skilled.Brain Gain, Brain Drain or Brain Exchange. Hamburg,2000,p. 9.12.

注 2000,c.128-130.

注 http://www.csis.org/psp/pspivl2.html.

注 The Nonproliferation Review/Spring-Summer 1966, p. 94.

注 http://www.rferl.org/nca/features/2002/07/30072002150958.asp.

注 . . . ?

注 http://www.cdi.org/russia/jonson/6607-z.cfm.

注 http://www.rferl.org/nca/features/2002/07/30072002150958.asp.

資料 2002年11月1日付連邦法第115号「ロシア連邦内の外国人市民の法的地位」法の運用手続

「外国人市民の就労面での法的規制と適法性の維持について」

ロシア連邦総検察局付属適法性・法秩序強化問題に関する科学研究部局主任 イ・エス・ヴィクトロフ

はじめに

ロシア連邦労働法典第11条第4項^{訳稽註} によると,外国人市民と無国籍者

Stateless personの労働関係にたいして適用されるのは,連邦法・ロシア連邦が締結した国際条約に別段の規定のない限り,労働法典とか労働法規として規範的内容をもつ法律その他の規範的立法規範である。ロシア連邦労働法典規範は一般的性格のものであるのにたいし,外国人市民の労働関係は特に若干の特性をもつので,特別の他の法律とか異なった規範的法令の規定をもうけている。とりわけ,ソ連邦の崩壊と同時にロシアが新しい経済状況に移行したために,労働法関係の領域も不可避的にあらたな問題に直面するようになったことに注目しなければならない。とりわけ,言うならばロシアが国際的労働市場に漸次仲間入りしたことがロシア連邦内に外国人市民や市民権をもたない人たちの労働力の導入とその活用ならびに就労を目的にしたロシア市民の外国流出という型での対外的国際労働移民の過程を発展させるきっかけをつくったのことに注目しなければならないのである。

1996年から2001年にかけて、労働契約にもとづいてロシアに入国した外国人労働者の年平均数値は約240,000人であった。入国外国人労働者の圧倒的部分(約70%)は物的生産部門で活用されている。この場合のロシアへの彼らの誘致方法は一般的にいって、不法就労によっておこなわれていた。専門家の評価では、ロシア国内に在住するこれらの人たちの総数値は、2,000,000といわれている。1999年度からは、ロシア連邦国境で逮捕された不法移民数値が倍増し、2002年度には63,000人になった。現在ロシア連邦国境には約450の入国検問所が設置されていて、年間約10,000,000人が検問をうけている。職場に公式に就労することのないこうしたカテゴリーの外国人たちが労働市場でかなりの影響力をもち、納税を免れて、闇経済にまぎれ込んでいるのである。これ以外にも、そこでは移民労働者および民族的な労働市場の労務者としてもつあらゆる権利違反がみられるのである。

ロシアに在住する外国人市民は,若干の例外を除くとしても,ロシア連邦憲法・国際条約および若干の連邦法にもとづいて,ロシア市民と同様な権利・義務を享受できるのである(憲法第62条第3項)。 今日外国人市民のロシア国内での就労については,ロシア連邦共和国大統領令第2146号の1993年12月16日付の「ロシア連邦内での外国人労働力の誘致・活用について」(1994年4月29日付のロシア連邦共和国大統領令第847号で一部改正)

1994 No847)によって規制されている。同大統領令(エリチン)によって,今日もなお同問題を審議する際の有効な最も基本的な連邦法規範である「ロシア連邦における外国人労働力誘致・活用に関する規則

」が認定されたのである。これと関連して2002年7月25日に更にロシア連邦大統領(プーチン)は、連邦法第115号の「ロシア連邦内における外国人市民の法的地位について

)(No1115·)(2002年度連邦法令集第30号第3032項)」 に署名し,本法律は2002年11月1日付で発効している。^{訳者注}

問(1) まず「ロシア連邦内における外国人市民の法的地位法」の基本的規定としては何条に注目すべきか。

同連邦法の第13条・第18条・第20条・第21条・第28条・第32 - 34条がロシア連邦内での外国人市民の労働法関係規制にかんする最重要な規定である。 1 . 外国人市民は以下の権利を享受できる。労働能力を自由に活用できる権利・活動および職種を選択する権利,また連邦法の制限規定を考慮して,法の禁止していない企業家活動とかその他の活動をするために自己のもつ能力と財産を自由に活用する権利がこれである。 2 . 外国人市民の使用者となるのは自然人である場合もあれば,法人である場合もある。外国人市民の誘致・活用にかんしては,一定の許可申請手続をしたうえで労働契約にもとづいておこなうが,この場合使用者となることができるのは個別経営者として登録された外国人市民も含まれるのである。上述の連邦法第115号は,1993年12月16日付の大統領令第4条と較べて使用者概念をより広く規定していることに注目しておかねばならない。すなわち,新しい連邦法では「ロシア連邦領土内で活動するロシアの法人・外資系企業ならびにロシア連邦領土内に滞在し個人経営に被用者労働を活用している個別のロシア人と外国法人および市民権を

もたない人にたいして許可をあたえることができる」と規定しているからである。3.就職斡旋者 ()とは,一定の手続でもって外国人労働者の誘致・活用許可をえて彼らの間で就職斡旋行為をおこなう という民事契約にもとづいて外国人労働者の労働を活用する自然人乃至法人をいう。このような就職斡旋業者には,個人経営者として登録された外国人市民もなることができる。4.使用者および就職斡旋者は,外国人労働者の斡旋・活用許可がある場合にのみ彼らを誘致・活用する権限をもつのである。

問(2) こうした手続がとれるのは,どういった外国人市民の場合であるのか。

外国人市民は労働許可のある場合でなければ労働活動をする権利をもたない。こうした 手続は以下の外国人市民には適用されない。

1.ロシア連邦内に常住する者 2.ロシア連邦内に一時滞在する者(第6条によれば,一時滞在の許可期限は3年である) 3.外交代表部の勤務者,ロシア連邦内の外国領事館の職員,国際機関の勤務者および以上の者の家内従事員 4.外国法人の職員(生産乃至プロバイダー)編集者・編集長,施設の維持サービス人,ロシア連邦内に設置した技術プラントの定期的修理人 5.ロシア連邦内に駐在のジャーナリスト 6.ロシア連邦内の専門教育施設の研修員で休暇期間中サービス役務をする者 7.同上の研修員で本人の研修施設で自由時間中に教育助手として働く者 8.ロシア連邦の教育施設に職務遂行のため大学講師として招聘された者。ただし,宗教教育施設(布教・伝道施設)は除く。

ロシア連邦内に一時的滞在の外国人市民は,一時滞在許可をうけた領域外では労働活動をする権利をもたない。

問(3) 使用者は,労働許可を受けるためには,連邦移民局にたいしてどのような書類を 提出しなければならないのか。

外国人の法的地位にかんする連邦法第115号第1章第13条第4項の適用に関連して,同 法第18条第6項の内容をみる必要がある。すなわち,同条第6項は,「労働許可交付手続 および同申請に必要な書類は,ロシア連邦政府の決定による」と規定している。同決定と は2002年12月13日付のロシア連邦政府の決定第941号の「外国人市民および市民権のない 者の労働許可交付手続」である。この決定第17条によると労働許可のとりまとめ,交付お よび取消事務は,各地域の内務省機関がこれにあたるとある。しかし,この権限は2002年 2月23日付のロシア連邦大統領令第232号「移民政策分野の国家管理の完成化」によって ロシア連邦内務省内に新設された連邦移民局

23.02.2002 . No 232 (

〉に移譲されたのである。

使用者・就職斡旋人およびロシア連邦に個人経営者として登録した外国人市民が同許可 証の交付をうけるためには、以下の書類を提出しなければならない。

1,2003年3月26日付のロシア連邦内務省令第199号所定の労働許可申請書書式の申請

2.縦横30×40ミリの当該外国人市民のカラー写真 3.当該外国人労働者が外国で履修した専門教育に関する証明書類乃至ロシアの専門教育卒業証明書と同等の証明書類と認定した専門家の認定書のコピー(ロシア連邦内の法律および国際法上,上記のような証明文書添付が必要となる場合) 4.ロシア連邦内において個別経営者として外国人市民登録証書のコピー 5.2002年ロシア連邦法規集第41号の3995頁に記載の2002年10月11日付のロシア連邦決定第754号に規定するリストにあるような地域・組織・対象体に外国人市民が入国・訪問の際の特別許可書のコピー。また同許可書には,以下の事項を記載してなければならない。1.立入禁止行政地域 2.外国人市民の訪問規制地域 3.伝染病および多数の非伝染病・中毒の拡散の恐れがあり,特別の住居条件・体制がとられている地域 4.閉鎖軍事都市地域 5.反テロ対策実施地区 6.環境保護上の被災地区 7.国境地区 8.ロシア連邦軍事対象物・組織その他の軍隊組織 9.国家機密にかんする情報操作活動をおこなう国家権力機関その他の機関・組織の管理する対象物 10.ロシア人市民が入場の際に特別許可が必要となるその他の地域・機関と対象物

移民数値の決定権限に関しては、1993年12月16日付の大統領令では、ロシア連邦移民局がもつと規定していたが、今日では法律第18条で次のような規定を設けていることに注意しておく必要がある。 1 . 就労目的でロシア連邦内に招聘入国者の割当数値にかんしては、関係するロシア連邦構成各共和国の人口構成ならびに外国人市民受入の可能性を考慮した各構成共和国政府の執行機関の提案にもとづいて、ロシア連邦政府がこれを決定する。 2 . 2002年10月30日付のロシア連邦政府決定第782号「労働活動目的でロシア連邦内に入国する外国人市民の受入割当数値について」の第3項目にもとづいて、ロシア労働省・ロシア連邦内務省およびロシア経済発展省は、2002年11月29日に共同省令という型の「ロシア連邦政府決定証認の2003年度の労働目的でロシア連邦内に招聘入国外国人市民の割当数値の各ロシア連邦構成国への配分について」《

》を発令した。かくして,2003年度には,

ロシア全体で530,000人が招聘配分されることになった(第1項)。 そのうちの最大の招聘数はモスクワ州の101,375人,全南方連邦地域を含めて22,212人であった。同年度には,低賃金・重労働部門に90,000人以上の移民が投入され,商業部門に20,000人,運輸部門に10,000人,公営住宅建設部門に10,000人の外国人市民が導入された。

問(4) 既述の法規範がどのような実効力をもち実施されたかの実例とその問題点は何か。

- 1.専門家の調査によると、本年度のボルゴグラード州では、野菜の不作で16万トン位の収穫しかなかったが、折角栽培した作物を損傷のないように収穫する必要があった。地区の農業経営委員会は、そのためには約9,000人の働き手を必要としたが、自分たちの労働者だけでは不十分と考え、農業指導者たちは東方の働き手に注目した。同州に許可された割当数値は、2,500人である。季節ガストアルバイター申請書は107の企業から出ているのに、84企業にたいしてしか応じることができない。そこで、ボルゴグラード州の農場の野菜収穫のために590人の中国人、330人のウズベク人、1567人のタジク人を使用した。
- 2.労働活用目的の外国人労働者をロシア連邦内に入国招聘事務を担当する機関は,内 務問題担当の連邦執行権力機関乃至使用者・就労斡旋者招聘許可交付申請書の提出先の連 邦執行権力機関の地域機関である。但し,上の申請先については内務担当の連邦執行権力 機関の地域機関

か、あるいはその誘致許可を連邦機関からじかに

えたいのなら直接連邦機関

がその窓口となる事もできる。こうした斡旋機関への提出に必要な書類とは、外国人労働者招聘・活用許可願いとその他個々の外国人労働者ごとの就労許可交付に必要な書類である。こうした書類の提出によって、各個々人の外国人労働者のための就労・斡旋許可書が交付されるのである。

- 3.外国人労働者の誘致・活用許可は,当該条項の第4号に規定するものを除いて,国内問題を担当する連邦執行権力機関ならびに住民の就職問題を担当する連邦執行機関の当該地域機関の決定のある場合には,その当該地域機関によっても交付されるのである。
 - 4. ロシアの海事裁判所のスタッフとして働く外国人労働者の招聘・活用にかんする許

可は,現行連邦法にもとづいて,ロシア連邦政府の設けた手続にしたがって,運輸問題担当の連邦執行機関の決定のある場合に連邦執行機関が交付する。このような許可手続規定は,2003年1月16日付のロシア連邦政府決定第21号によって確認されている。同第21号決定を実施するために法規が2003年5月13日付のロシア連邦内務省の省令

)第325号の「外国人労働者誘致・活用許可交付の組織化」である。 同省令は,こうした場合の許可交付手続を確認したものであり,すでにこのような手続が 2003年7月1日から実施されている。

13.05.2003 . No325 (

5.ロシア連邦内に一時居住する外国人市民にたいして就労許可を交付するのは,国内問題を担当する執行権力機関の地方機関であるが,この場合の許可条件として,本人の使用者乃至就労斡旋業者が特に関係連邦執行機関にたいして当該外国人労働者のロシア連邦からの出国資金とそれに関連した輸送方法を明らかにすることが必要となる。

法律第18条の第8項によると,就労目的で外国人市民をロシア連邦内に誘致乃至は新しい労働契約・民事契約を締結して誘致する場合も以下の事項が必要となる。1.外国人労働者の誘致・使用許可。2.当該外国人市民が労働許可を受けることの保障 3.当該外国人市民がロシア連邦内の居住地で登録する際の必要な書類の提供 4.就労目的による当該外国人市民の誘致・活用願いを提出した日から10日以内に誘致・使用場所の税務機関にたいして以下の件についての報告。当該報告事項とは以下の6点である。a.当該外国人市民の到着・居住場所 b.本人の就労許可をすでに受けていること。c.ロシア連邦内の外国人労働者と就労斡旋上の新労働契約乃至民事契約を締結したこと。d.外国人労働者の誘致・活用許可の差止め乃至許可取消 e.個人経営者として登録されている外国人市民の労働活動許可の差止め乃至許可取消 f.外国人労働者本人の労働活動の差止め乃至許可取消。

- 6. 就労にかんする労働契約乃至民事契約上の締結期間経過後は,当該外国人市民のロシア連邦からの出国に協力・促進しなければならない。
- 7.現行の連邦法に規定する労働者誘致・活用手続に違反した外国人市民の連邦領土外へ行政追放乃至強制退去費用を支払わねばならない。
- 8.外国人労働者による労働契約上の労働条件乃至就労にかんする民事契約上の違反ならびに期限前の同契約破棄にかんする情報を内務問題を統轄する連邦執行機関乃至その地域機関に通告しなければならない。

- 9.外国人労働者が就労場所乃至居住地を無断退去した場合も同様な手続をとらねばならない。
 - 問(5) 新法は外国人市民の就労許可の認定にどのような制限を設けているのか。

ロシア連邦内の外国人市民の法的地位に関する法律第18条に新しく第9項が追加された。 同第9項によると,当該外国人市民が以下の事項に該当した場合は,労働許可がえられないし,既存の同許可も内務問題担当の連邦執行権力の地域機関によって取消されるとある。 当該事項とは以下の10項目である。

1.ロシア連邦の憲法構造の基礎の強制的改変,その他の行為により,ロシア連邦乃至ロシア市民の安全が侵害される恐れの発生した場合。2.領土に関係した過激な活動にたいし資金的支援・計画し,同活動に協力乃至完遂し,乃至はその他の行動によって領土にかかわる過激な活動を支援する場合。3.就労許可申請書提出の5年以前に,ロシア連邦領土外へ行政退去乃至強制退去処分をうけていた場合。

4. 偽造・改竄文書の

提出乃至自己にかんする故意的な誤報の伝達。5.犯罪乃至特に重要犯罪でその再犯の恐れありと認められる犯罪のため法的効力をもつ裁判判決を受けた場合。6.ロシア連邦領土内乃至連邦法上同領土と認められる地域外で重犯罪・特別の重要犯罪により取消しえない不免の前科のある場合。7.ロシア連邦内に外国人市民を誘致・居住制度を保障するためのロシア連邦立法に違反したため,行政責任を年間2回以上とわれた場合。8.定住のためロシア連邦より外国に出国した場合。9.ロシア連邦領土外に6ヶ月以上居住していた場合。10.重度の麻薬中毒患者乃至免疫不全ウィルスによる発病の恐れのないことの証明証書

び組織 3. 危険な放射線・核物質の生産組織および核兵器・放射線を出す恐れのある物質生産物の開発・保管・輸送・活用施設。

問(6) 使用者が同法律に違反した場合には,法律はどのような制裁を設けているか。

使用者乃至就労斡旋業者が本連邦法に違反した場合は,内務担当の連邦執行権力機関乃至その地域の機関は,外国人労働者の誘致・活用許可の法的効力は差止められ,使用者に就職斡旋をおこなう個別経営者乃至個別経営者として登録されている外国人市民の活動許可はこれらの者が当該違反を除去するまでの一定期間停止される。(第18条第11項)使用者乃至斡旋業者が一定期間中にこうした違反を除去しない限り,これらの活用・活動許可は当該連邦執行権力機関乃至その地域の機関によって取消される。(第18条第12項)外国人労働者の誘致・活用許可が無効となり,使用者にたいする外国人労働者の斡旋活動が禁止された場合には,外国人労働者は残された許可有効期限まで他の使用者乃至斡旋業者と新しい契約を締結する権利をもつが,但し,その期間とは,3ヶ月間以内とし,新しい使用者と斡旋業者が外国人労働者誘致・活用許可をうけている場合に限られるものとしている。

問(7) ロシア連邦内に入国する外国人市民の登録義務について,法はどのように規定しているのか。

これに関しては、法律第20条と第21条に規定がある。第20条はロシア連邦に入国する外国人市民は、入国から3労働日以内に法の規定する手続にしたがって登録する義務がある。18才未満の未成年が両親乃至のいずれかと同伴でロシア連邦内に入国した場合には、両親乃至そのいずれかと同時に登録をおこなうものとする。第21条は、外国人市民の登録手続について以下のように規定している。1.内務担当の連邦執行権力機関の地域機関は、ロシア連邦に入国する外国人市民の登録をおこなう。2.ロシア連邦に入国する外国人市民の登録は内務担当の連邦執行権力機関の地域機関に個人として乃至招聘機関を通して当該市民の書面により申請する。3.ロシア連邦に入国する外国人市民の登録は、ロシア連邦内の居住場所でおこなう。外国人市民がロシア連邦内の居住場所を移転する場合には、新しい居住場所に移転し定住した日から3日間の労働日以内に登録手続をしなければならない。4.ロシア連邦内に一時および常時居住する外国人市民は、居住場所の内務担当の連邦執行権力機関の地域機関に毎年再登録手続をおこなわなければならない。

問(8) 外国人労働者にたいする特別の調査・監督手続が存在してるか。

ロシア連邦における外国人労働者にたいする調査について法律第28条・32条および33条 から34条と36条が以下のような規定を設けている。まず第28条は,以下の事項に関して口 シア連邦内の外国人労働者について調査をおこなう。内務担当の連邦執行権力機関の地域 機関は、ロシア連邦内に一時的に滞在する外国人労働者を調査し、彼らの就労場所と離職 情報を内務担当の連邦執行権力機関と住民の就職問題を担当する連邦執行権力機関の地域 機関に伝える。第32条では、1.外国人労働者の労働活動の管理は、内務担当連邦執行機 関とその地域機関がその他のロシア連邦構成国の執行機関とその地域の執行機関との相互 協力をえて、その権限の範囲内でおこなう。2.外国人労働者が就職斡旋を含む労務の遂 行に関する労働契約乃至民事契約条項に違反した場合には、当該外国人労働者にあたえら れた労働許可は使用者乃至就労斡旋者の申請によって当該許可を出した内務担当の連邦執 行権力機関乃至その地域機関により取消されると規定している。第33条および第34条では, 外国人市民のロシア連邦外への行政退去処分を含む法律違反にたいする責任について規定 している。外国人市民のロシア連邦外への行政退去処分は当該外国人労働者の資力を考慮 してこれをおこなうが、法律に規定する外国人労働者誘致・活用手続に違反して採用され た外国人労働者にこうした資力のない場合には、当該外国人労働者を誘致した機関の資力 の負担でおこなうと規定している。こうした規定の基礎となる連邦法の2002年7月25日付 の外国人労働者の誘致・活用の際の労働関係に関する法律第115号は,1993年12月16日付 のロシア連邦大統領令第2146号の法規範の内容に無条件に優先するものである。第36条は, ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府のすべての規範的法令は,連邦法第115号の規定 に従って3ヶ月間,すなわち2002年11月1日まで引用されるとある。

問(9) 連邦構成国には,特別の外国人労働者の誘致・活用手続規定があるのか。

現在外国人労働者を活用している連邦構成諸国はそれぞれ外国人市民の労働力誘致・活用手続要件を詳細に規定した独自の法規範を採択しており、これらの構成国の法規範が、 今後とも上述の2002年7月25日付の連邦法第115号に違反して適用されることはないと思う。例えば、モスクワでは1996年7月16日付の政府決定第587号「外国人労働力誘致活用 実施について」 16.07.96

.No587()が適用さ

れており,これ以外にモスクワ市では,2001年9月19日付の法律第51号「モスクワ市にお

)No51を採択した。同法律では,モスクワ市

内の移民動向の解明と合理的な移民政策の策定のために,労働市場における外国人市民と 無国籍者の調査を実施することによって,モスクワ市内に居住するロシア連邦市民の権利 と法的利益を確保するとのべている。

問(10) 外国人労働力の誘致・活用面でどのような法律違反が最も多くおこなわれているのか。

ロシア連邦構成共和国の多くで、1993年12月16日付の第2146号大統領令確認の「ソ連邦外国人労働力誘致・活用規則」が順守・履行されていないことを検察局の審査資料が証明している。外国人労働力誘致許可交付手続と労働活動取得権の延長手続の違反がみられた。必要な証明書の作成提出なしに外国人労働力の誘致されることが多く見られる。使用者は外国人労働者のもつ医学上の保障と安全に労働条件にたいする権利を侵害している。またモスクワでは現実にあらゆる部門で、現行立法の違反が常時横行しており、客観的にみてしかるべき根拠もそれに必要な書類の提出もなしに、モスクワっ子の損得を無視して、就職斡旋局が失業中で適職探しの市民の間ではありあまっている職種に外国人労働力を導入活用しようとする企業・組織主にたいし、正当事由もないままに色々と許可をあたえているのが現状である。モスクワのある部局、北方自治州その他各種の外国人労働者の募集組織より徴収しなければならない法定手続に違反して、50万ルーブル以上の金額が国庫に未納のままに放置されている。モスクワの複数の地区検察官はこうした外国人労働者誘致活用立法上の手続違反を除去するためには、有責関係公務員を処罰すべきであるとの提案を行政管区局長・内務労務・市民就職管理指導者にたいしておこなった。

移民部門のマイナス面にたいする全国家的な改善措置として,先ず対象となるよろしくない事柄は,移民政策を担当実施する国家権力機関と地方自治体間の相互協力の組織化が不足している点である。これらの機関業務にたいする部局間の統合監督方式が適切ではなかったのである。こうした面の規範的法規ベースの不備にたいして,ロシア連邦構成共和国と地方自治機関が積極的に法整備をするようになった。これらの諸機関におこなった法整備で採択した法令が目指すものは,当該領域内の移民数の削減,登録制度規則違反にたいする責任の加重,当該カテゴリーの人物の財産権を含む権利制限などであった。これについては,これらの立法がロシア憲法と連邦立法に抵触し,時として既に法律によって制

定されたロシア連邦の権限に違反する場合がある。例えば,連邦構成国には外国人市民の ロシア連邦内へ出入国手続を規制する権限がないのに,チュコツ自治管区の場合は,同知 事の決定で外国人市民とか無国籍者の同管区内への入国が手続上認可されているのである。 こうした種類の違反事実はアドゥイゲア共和国,ダゲスタン共和国,カルムイク共和国, 北オセチア・アラニヤ共和国,カラチァエヴォ・チェルケシア自治州およびチェチェン共 和国,クラスノダル地方,プリモルスキー地方,アストラハン地方その他でもみられた。 外国人労働力の違法な誘致・活用は地域の移民問題担当機関や地方自治体のみならず,使 用者と当該労働者自身によってもおこなわれていた。

外国人労働力を活用した企業の公式数値とその国内の就労移民者の実数とは一致してい

ない。すでに廃止されている旧ロシア連邦省の地域組織がこれまでに適切な不法労働移民 流入阻止策をとっていなかった。こうした地域組織が外国人労働の活用の適法性を点検し た対象企業は、原則として外国人労働力の活用許可をうけていた企業に限られ、彼らを不 法に活用した企業については無視していたのである。廃止されたロシア連邦省の部局の活 動は,各関係国家機関や官庁とは相互に非協力関係のままに放置されていたし,地域の機 関はいづれもどの企業や組織が外国人労働者をどの程度活用しているかの実数値すら把握 していなかったのである。例えば,2001年度のスベルドロフスク州の地域の移民局の資料 によると,578名の外国人市民を誘致し,37法人にたいし公式に外国人労働力活用許可を 出した。ところが上イセッスク地区の監督局 に提出された報告書によると,エカテリ ンブルク市の地区には,外国人労働力を活用している企業は113法人もあったのである。 カルムィキア共和国,クラスノダスク・スタフポリスク・ハバロフスク地方,ハント・ マンシスク自治管区,アムール・アストラハン・ボルゴグラード・カムチャッカ・マガダ ン・サハラ・チュメニ各州においては、医療保障・安全な労働条件について外国人労働者 の権利違反がみられ、必要な書類作成もなしに、仕事がおこなわれており、就労権認定期 間の延長についても違反し,権限の範囲外の決定を地方自治体組織が採択しているのであ る。外国人労働者誘致・活用規定違反にも拘わらず,外国人労働者にたいする活用許可が その合理性可否の判断なしに企業に交付されていたケースも暴露されている。チェリャビ ンスク州およびチェメニ州のある使用者は、その誘致・活用の合理的根拠理由をとわれる ことなく,このような労働許可を当該地域の連邦構成国の執行権力機関より受理していた。 ハバロフスク地方のすでに閉鎖されたロシア連邦省の地域機関もまた労働力誘致提案と決 定に合理性ありや否やを専門的に審査することを執行機関に要求する権限を実際に活用行

使していなかった。違法な外国人労働力誘致事件は、ヤマロ・ネネツ自治管区でもみられ、そこでは法律上認可できないような仕事に外国人市民が利用されている。サハ共和国のヤクーツクでは、2001年度に22名の使用者が852名の外国人労働者を誘致したが、それにたいしても、しかるべき許可をえていなかったのである。

現在,モスクワの移民局は,積極的にプラスチック製の「外国人市民乃至無国籍者用の 労働許可証」といったたぐいの新しい労働カードを交付中

)である。ロシア国内で合法的に滞

- (

在していることを証明する移民カードを所定の手続にしたがって既に取得させ,さらにロシア全領域内で就労中の300万以上の外国人にたいしてこうした型の身分証明許可カードを交付することをロシア全体で考えているのである。

法的実務の実態調査の結果,判明したことは,外国人市民の犯した犯罪とか彼らにたいする犯罪的な権利侵害にたいする組織的な対策が全く犯罪防止の課題と国内の合法性強化に役立っていないのである。特にこのことは,犯罪の検挙数値・事前捜査・それに関連しておこなわれる能率的な付随事務度の低さ,さらに訴訟法規のおびただしい違反にあらわれている。現行法上は外国人労働力のロシア連邦内への誘致・活用規則の違反にたいしては,行政責任が課せられることになっている。例えば,ロシア連邦行政的違法行為法典第18条第10項は,以下のような規定を設けている。1.ロシア連邦内への外国人労働力誘致・活用規則違反の使用者は,法定最低労働賃金額の10倍乃至20倍の行政上の罰金を支払う。2.同規則に違反した外国人市民乃至無国籍者は,法定最低労働賃金額の5倍乃至10倍の行政上の罰金を支払うが,ロシア連邦領域外への行政的退去処分を伴うこともある。

ロシア連邦行政的違法行為法典

第23条第1項第1号によると,同法典第18条第10項に規定の行政法違反事件は,以下のように裁判所で審理処理される。ロシア連邦内務省移民局は,近年外国人労働力のロシアへの誘致・活用手続立法順守にたいする監視を著しく強化している。2002年度だけをとりあげてみても,必要な許可証を所持することなく,モスクワ,モスクワ近郊その他の地域で就労していた262,000名の外国人市民にたいして行政責任を問うており,強制退去にかんする報告資料を比較してみると,2002年1月から5月にかけて約2,000名の外国人市民がロシアからの移動を含む強制退去処分の対象となり,2003年の同時期には既に4,179名すなわち2倍強が同処分をうけ,うち477名が警護の下におかれている。

問(11) ロシア連邦内に入国時に外国人市民が作成・交付を受けねばならぬ各種証書代金額について法律は、どのような規定を設けているのか。

2002年7月25日付の連邦法第115号「ロシア連邦内における外国人市民の法的地位について」の第36条第3項は,外国人市民が支払う各種許可証代金額を以下のように4項目にわけて規定している。1.国立乃至市立施設で研修目的で外国よりロシア連邦内に入国(外国人招聘の場合を除く)する者の招聘書の交付については,同証書の受理者が自然人乃至法人である場合も同額200ルーブル。2.外国人市民乃至無国籍者が一時的滞在許可証の交付を受けるためには,こうした許可証を受理する本人が支払う金額は400ルーブル。3.外国人市民乃至無国籍者が就労許可証の交付を受けるためには,本許可証を受理する本人が支払う金額は1,000ルーブルである。4.使用者が,外国人労働者を誘致・活用許可の交付を受けるためには,各種外国人労働者ごとに3,000ルーブルで,同金額を支払うのは使用者である。

連邦法「ロシア連邦内における外国人市民の法的地位」第36条は,外国人市民のために, 上記許可証交付の納税金額のアップについて補足改正を指示したロシア連邦法「国税につ いて」第4条第7項について規定を設けている。これ以外にも,2002年12月30日付でロシ ア連邦政府決定第941号の外国人市民および無国籍者にたいする就労許可証交付規定によ ると,その第8項で,「就労許可証の交付条件として,各外国人労働者ごとにロシア連邦 外へのそれにふさわしい移送形態を保障するために必要な資金を所定の手続をとったうえ で,使用者乃至就労斡旋者が負担する」との規定を設けている。外国人市民が永住地に移 動のためチケット購入に必要な金額については,連邦移民局が指定する銀行の特別口座に 使用者が振込んでおく。これについては、当該外国人労働者が法の規定するロシア国内で の滞在規則に違反し,国外に退去する場合にもおこなわれるのである。しかし,これがお こなわれないと,契約上の滞在期間を過ぎても外国人市民は自己の故郷に戻れなくなる。 銀行口座に振込まれた金額は,使用者に返済される。要するに,現実の実際の需要にふさ わしい提案をすることが望まれているのである。独立国家共同体を含めて,外国人労働力 誘致・活用問題に関しては,これにたいして特別の重要な意味をもつ連邦法を個別的に作 成・採択することによって、今後とも検討をつづけねばならないのである。2002年2月1 日付で発効した新ロシア連邦労働法典では、この問題をその条項の最初の部分で一般的な 形式で言及しているにすぎない。

『著注 今や1993年に発令されたロシア連邦大統領(エリチ ン時代の)第2146号は,今日のロシアの複雑きわまりない現実にたいして完全に対応しき

れるものではなく,2002年7月25日付の連邦法第115号のうちのわずか10ヶ条にみたない条項のみが部分的にせよ,やや散漫な型で外国人市民の労働関係独自の最も重要な法領域について述べているにすぎないのである。より高い立法的レベルに立ってみないと,本問題のかかえるあらゆる課題を解決することができないとわれわれは考えている。 (2003年11月13日脱稿)

- 訳者注 ロシア連邦労働法典第11条第4項「本法典・労働法規範となる法律・その他の規範的法令の規定するもろもろの法規は、連邦法乃至ロシア連邦国際条約に他の規定のない限り、ロシア連邦領域内の市民権をもたない外国人市民および彼らが参加して彼らによってつくられた組織ならびに国際組織の外国人法人の労働者の労働関係に拡張適用される」『2002年ロシア連邦労働法典とその制定をめぐる関係資料(1)』拙訳ロシア連邦労働法典(その1)「高松大学紀要」第39号p.146参照。
- 訳者注 ロシア連邦憲法第62条第3項「外国人市民および無国籍者は,連邦法乃至ロシア連邦国際法に規定する場合以外は,ロシア連邦市民と同様の権利を享受し,義務を負うものとする」
- 訳者注 連邦法第115号「ロシア連邦内外国人市民の法的地位法」の全文は ロシア新聞 2002年 7月31日付no.140(3008)p.10~11。プーチンの移民政策の基本は,2002年2月23日付大統領令 「移民政策分野の国民管理の向上」同紙2002年2月28日付p.6参照。

資料 2003年7月29日付モスクワ市当局決定第615号『外来労働者誘致・活用手続規則』をめぐる問題――中央労組新聞社「ソリダールノスチ」紙の法律顧問アフゲニー・シャルケリ氏の2003年7月29日付のモスクワ政府の決定第615号「モスクワ市内への外来労働者の誘致・活用手続」に関するコメント――

2 9 2003 . N o 615 - "

"
"
N o 3 0 ' . (420) p. 8

今回のモスクワ政府の決定を一瞥してみると、賢明なジャナリスト等が騒いでいるように、なぜこうした決定が出たのか理解致しかねる。本決定の前提となっている法規範からみることにしよう。その前提には、2002年7月25日付の連邦法第115号「ロシア連邦内への外来市民の法的地位について」およびそれと関連する2003年4月29日付のロシア連邦労働・社会発展省の決定第23号の「ロシア連邦内に労働活動目的で入国する外国人市民の招聘配分率の決定案の調整・審理方法の認可について」が存在していることは周知されている。次にモスクワ政府の決定とは、外来労働者誘致・活用にかんする省庁間委員会とその構成にかんする規定であり、同委員会の活動手続についても決定済みであるが、モスクワ労組連盟の主席代理も同委員会の委員の1人として参加しており、この問題を云々したところで、われわれにとっては直接関係するものではないにしても、一般市民はこの問題に慎重である。

モスクワ市当局の決定第7条によると、省庁間委員会の決定に基づいて、組織的手続によってモスクワ市内に求職目的でやってくる外来のいかなる専門職・労働者も先ず当該企業・組織が所定の手続により誘致場所で登録をおこなうと規定している。この場合の組織手続とは何であるのか、また外来者がどのような仕事に必要とされているかについては、決定では明確にされていない。同委員会の活動手続としては、外国人および他の都市からやってきた外来の 労働者を誘致することの合理性問題の審査には、同委員会の労働者代表グループにたいして寄宿舎の空席を確保していることについてパスポート課の証明書を含む一連の文書類を提出しなければならないとの規定をもうけているが、何故旅館ではなくて寄宿舎でなければならないのかも問題である。かくして、モスクワ市当局が採択した本決定は憲法上の一連の権利と人間の自然権に違反するものであり、かつ連邦法とも矛盾する。1991年にロシアは既に人権と市民権宣言をすでに追認している。同宣言

の第23条には,各人は自由に選択乃至自由に合意する労働の権利をもつと規定している。本権は生来の人権いわゆる自然権であり,モスクワでの労働許可制度はこの自由の概念を害することになる。ロシア連邦憲法第37条には,自由労働権は自然権であると確認している。モスクワ市内での特別の労働許可制度は,ロシアの他の都市からやってくる市民にたいする差別にならないか。この制度はILO条約第111条「労働領域での差別」の「すべての市民は平等に自己のもつ労働の権利を実現する可能性をもっている」との規定に違反している。同条項はロシア連邦領域にも効力をもち適用されるのである。

ロシア連邦労働法典第3条は,何人も性別・人権・生まれ・住所の別なく,労働の諸権利を制限されないと規定しており,また同法典第64条は連邦法で規定する場合を除いて,労働契約締結の際に居住地での登録の有無を含む居住場所および当該労働者のもつ専門性以外の他の事情によって,直接・間接の権利制限乃至直接・間接の特権の設定を認めないと規定している。本モスクワ政府の決定には少なからぬ法規違反がみられる。

最近,食料品店に立寄った折に偶然,女性店員と女主人との会話を耳にした。恐らく従業員の1人のことについて話をしていたのではなかろうか。会話の対象になった人物にたいする結論は,「登録さえもしていないんだから,追払いなさいよ」これが店主の店員への忠告であった。モスクワ政府の採択した決定は,現場では「お前はモスクワっ子ではない。お前にはかかわりたくないよ。私の招聘通りに,また特別許可通りに働かねばならないよ」という事由で採用拒否をおこなうチャンスをあたえてしまっているのである。こうしたモスクワ政府の決定が「ダモクレスの剣」のように外来労働者の頭上にたれさがっていると認識している使用者たちが何をしようとしているのか。

スクワ近郊者 を採用しようとしても、型の上での人間がテロリストをかくしてはないか、組織の審査の俎板に乗せられたあと告発されてしまうのである。おわかりですか。働きたいのなら、特別許可がなくても、とんな働き方だってあるのですよね。どうですか。本当はどうなんでしょうか。

このような決定が人権違反であり、こうした行為をしてはならぬことを民営化した使用者もよく認識はしている。使用者にたいして法秩序を守るためには、そうした行為が正しくないことを説得し、証明できる法律家がいたとしても、若し使用者がモスクワっ子でないことを事由に本人の採用を拒否した場合には、労働法違反で最低5万至50ルーブルの行政罰をうけることになる。またこうした事由で3才以下の幼児のいる婦人の採用拒否の場

合には、刑事責任までも科せられることになる。同罰金金額はロシア連邦刑法典によれば、最低200乃至500ルーブルに算定されている。これに対し、省庁間委員会の招聘状乃至その意見をきくことなしにモスクワっ子以外の労働者を採用した使用者にたいしては、行政責任も刑事責任も問われないで、当該使用者にたいして統一した法的な意見をもつ勧告が出されるにすぎない。

しかし、採用拒否事由が災厄上の決定によるものである場合でも、モスクワ以外の労働者はどう扱われるのだろうか。まず第1に、当人の採用拒否が首都モスクワの住民でないことを事由とする場合には、差別とみなされる。こうした場合、使用者は連邦労働法典第64条にもとづいて、本人にたいし書面でもって拒否事由を通知する義務がある。そのあと、こうした拒否事件は裁判手続により提訴される。第2に、労働上の差別を受けたとする本人は、連邦労働法典第3条にもとづいて、連邦労働監督機関に告発する権利を行使するか、あるいは、侵害された権利の回復・物質的損害の補償と道義上の賠償を求めて、裁判所に提訴する権利をもっている。第3に、連邦民事訴訟法典第245条にもとづいて、当該決定にたいし市民・組織乃至検事が裁判所に異議申立をすることができる。モスクワ政府の論理からすれば、誰もが首都モスクワで働くことができないことになるとしても、幸いなことに、いまだに連邦法に基づいてだれもがこれについて異議申立権だけはもっているのである。

資料 首都モスクワ市内の移入民の実態調査――ロシア国家の最適移民政策の策定選択のさいの諸規制要因について――

ロシア・デ・イ・メンデレーエフ名称化学・生産技術大学経済理論主任教授・経済学博士候補 エム・エム・ビシェゴロージェフ

はじめに

グローバル化期前の移民政策が今日の政策にも,全くそのまま慣行的にもちいられていたことが,あらゆる国がその方向性を誤って自信を喪失する原因になったと言っても決して過言ではない。これについて今日の経済学にあたえられた課題は,世界の国々が移民的な相互関係を潜在的にもっていることの本質を理論的に分析し論証すると同時に,なぜこれまで移民規制に重みのある成果をあげてこなかったのか,どういった原因とファクターが大量移民の流出プロセスを阻止したのかといった問題に答えることにある。

1. 国際的労働移民はロシアにとって比較的新しい現象である。

モスクワは、90年代はじめから、主要な移民誘引センターになった。第2の重要な誘引地となったのは極東地域である。しかし、モスクワに流入するその他のロシア地域や遠近隣の諸外国からの移民数値の大規模化が、外国人労働力の量をいかに規制するか、また難民と強制移民たちの生活条件とか彼らの社会的な生活補償のための法的・物質的保障をいかに規制すればよいのかといった問題を提起した。

2004年度末までに実施するとして作成されたプログラムの枠内において,首都モスクワでは外来労働力の誘致数削減のため先ず移民の不法利用のコントロールを実施すべく輸送地点(リガ駅に移民検査所をとりあえず試験的に設置して)で移民数量の調査をはじめ

),難民および強制移民を市内の旅館から分離させ,かつまた外

来労働力をモスクワの労働市場で活用するためのモニタリングをおこなった。しかし、現

段階での当局の成果は、惨憺たる結果に終わったとはいえないにしても、政府としては90 年代に移民過程を管理するシステムを創設するという課題を完遂できずに終わったのであ る。なぜそのような事態を招くことになったのかその原因を詳細に分析検討する作業がわ れわれの仕事の1つに委ねられることになったのである。^注

その主要な原因としては,移民のインフラのないところでもろもろの移民過程を規制することはできないということであると思われる。しかし,明らかに移民問題解決にむけて新しい取り組方の必要なことが差し迫っているのである。例えば,その1つとして,都市のなかに移民にたいするモニタリング制度とか,あらたに移民過程の管理機構を創設する問題がある。重要な点は,国家はいかにして,移民してくる住民に対応して移民と地域住民双方の利益を保護するようなメカニズムを考案するかが必要である。これまでは,市場経済下で経済関係が国際的に緊密化するなかで,移民が特別のファクターから日常的アクターへと変化していることを配慮しながらも,新来市民と地域の従来市民の相互の利益を配慮する問題をわれわれは追求してきたが、注今日の新しい現状を考慮に入れるとすると,まさに移民問題の抜本的見直しが必要になってきているのである。

2. 不法移民規模は,公式に登録移民数値よりも数倍も多いのが実態である。

まず第一の難点は,ロシア国内の移民の活動実態にかんする統計上の判定という基本問題にある。本バロメーターこそ国家の移民政策したがって雇用政策をどのような方向に決定するのかを検討するための重要な基本資料となるのであるからである。国際的に複雑であるかもしれないが,多少なりとも数値的に信頼度の高い正確な資料を所有していたいものである。

国家統計委員会の公式資料によると、2000年度にロシア領域内からモスクワへの移住者数は、22、163名である。そのうち20、728名が独立国家共同体とバルト諸国から、そして1、435名はその他の外国の出身者であった。更に、1993年3月にモスクワは131名の難民を受入れている。2001年度のモスクワ市統計委員会の資料によると、モスクワ市を常住地とし移住した者は、86、700名であり、2000年度の同時期と較べて、16%減少している。モスクワを離れた者の数は34、700名であった。したがって、モスクワの移民増加数値は52、000名で、2000年度の同時期と較べて22%減少している。2000年度から2001年度にかけての移民のプラス差益数値は、ロシアの他の地域と独立国家共同体とバルト諸

国からの住民の流入によるものである。このうち,最も多く流入者を出した国はウクライナ,グルジア,カザフスタンである。これらの諸国は首都モスクワの人口の自然減の代償となったのである。

モスクワに登録した強制移住者数値は5,000名以上で,難民数は154名であった。モスクワの就労登録外国人労働者数値は82,700名で,前年度に較べて28.2%多くなっている。モスクワ市の内務総局 = の資料によると,2001年度に住宅を購入して移住した者の数値は18,100名で,2000年度に較べて43.6%と減少した。そのうちモスクワ州からは5,600名,ロシアの他の地域から7,900名,独立国家共同体からは644名とある。既婚者の居住場所での永住登録者数値は,他の都市よりの移住者が約17,100名であり,2000年度よりも2.8倍多くなっている。そのうちのモスクワ州から移住してきた市民は7,200名,ロシア共和国の他の地域からは8,400名,独立国家共同体からは1,100名,その他の外国からは413名である。ロシアの市民権をもっている者は15,400名で前年度よりも2.5%と少ない。到来地で登録手続をすませた者は,932,800名で,前年度よりも6.3%少ない。そのうちの576,800名は独立国家共同体からの市民であった。

2001年度の移民問題委員会の判定によると,モスクワ近郊住民のモスクワ市内への移住が日毎に急激に増大して約200万名になり,そのうちの85万乃至90万名は,就職目的のための移住,60万乃至70万名は文化生活目的の移住,6万は研修目的の移住者で構成されているとしている。毎日のモスクワ市内への通勤者は300万で,そのうち空輸利用者は37,000名,長距離列車利用者は115,000名,郊外列車利用者は64,000名,自動車利用者は209,000名である。

3.検査対象者は,長期永住のために移住する国際移民の一部にすぎず,残りのその他の各種移民は,検査対象外に,すなわちコントロール外に放置されている。

法律上の労働許可なしに2,900名以上の外国人市民を雇用していたとして1,073の違反会 社が摘発された。モスクワ政府付属のモスクワ外国人労働力誘致・活用問題に関する省庁 間行政委員会

が違反

会社より徴収した罰則金の2001年度の総額は,1,380万ルーブルで,同金額は2000年度の同数値を430万ルーブル上まわっていたのである。モスクワに在住の2002年度はじめの無登録者数値は,60万乃至80万名と推定されており,そのうち遠方の外国(主としてアフガ

ニスタン・アフリカ・東南アジア)からの移住者の同数値は10万乃至15万名である。2001 年度の登録調査規制違反による被拘留者数は220万名で,うち888,400名は独立国家共同体 からの市民であった。このように違法移民数値は、公式の登録者数値の数倍も多いのが現 実である。

連邦国境警備局の2001年度の資料によると

2001 , ソ連邦へは以下のように各種の目的で入国していた。例えば,公用・私用・ トランジットとして,また旅行目的で1,500万名が入国していた。主として,独立国家共 同体,中国,ベトナム,パキスタンからである。同時期に1,150万名が出国している。こ のようにして、全く無登録・無検閲でパスする人の差引き数値は300万から350万名も出て いるのである。本当の審査対象者は,長期間永住目的で入国してくる国際移民でなければ ならないのに、それ以外のカテゴリーの移民が審査の外に、いわばコントロールの外にお かれたまま放置されているのが現実である。

例えば,法律擁護機関の調査によると

, モスク ワ在住のアゼルバイジャン共和国市民の数値は50万名であるのに,そのうち納税対象者は わずか12名しかいないのである。モスクワ在住の中国人市民は10万名以上で,その大多数 は自営業者であるのに,税務署の審査対象になっているのは200名強しかいない。こうし た資料が物語るものは、モスクワに移住する外国人市民の登録手続の不備である。何より も先ず,適法移民がおこなう活動領域のなかにも,例えば大規模企業の営む商業・建設・ 補修業務・運輸・工業企業の業務・教育・レストランビジネスといった部門での登録手続 の不備の拡がりがみられるのである。

第1表 移民者による自己のモスクワ移住計画実施成果にたいする評価

移住者による自己の計画遂行にたいする評価	アンケート回答率%
計画は全く実現しなかった	6.6%
計画はそれ程実現しなかった	9.8%
計画は部分的に実現した	47.5%
計画は意外に早く実現した	8.2%
計画は完全に達成した	-

移民は労働資源の部分的不足の一定程度の補充に役立つものと私は考えているが,国の 政策を適切に策定する際には,何よりも先に,モスクワ市民と移住者双方が必要とするも のを考慮しておかねばならないのに,以下の調査でも明らかなように,既存の状況は両当 事者とも満足するようなものになっていないのである。例えば,第1表は移民者が自分の 移住成果についてあまり高く評価していないことを示している。

モスクワ市民が移民たちのモスクワ移住で被ったマイナス面をあげたのは、さらなる就職難、開経済の拡大、企業の労働市場からのロシア人労働者の締め出し、モスクワへの不良金銭の流入等であった。モスクワの新移住者たちの生活保障をどのように管理規制できるのかを詳細に検討する必要のあることも明らかである。地域のモスクワ市民の意見は第2表が示すようにロシア語を話す移民にたいしては、明らかに好意的である。しかしロシアが自由経済圏になってから既に10年以上たち、行政官僚はすでに最小限の力しかもちあわせていないのである。ロシア連邦の移民過程を管理するうえで新しいコンセプトの策定の際には、以下の諸点を配慮すべきではないのか。

1.整合性をもった移民法制の創造 2.移民のためのインフラ基盤づくり 3.移民政策実施に要する財政保障 4.移民政策にかんするイデオロギー化と情報化による保障づくり。

第2表 モスクワ市民の移民にたいする民族別好感度

回答内容		
ロシア語会話のできる難民・独立国家共同体とバルト諸国からの移住者		
移民は何人も受入れない	23.8%	
独立共和国からの労働移民		
将来的には欧州に移住プランをもつ通過移民		
全員受入		
アフガニスタン,アフリカ諸国からの避難地を喪失した人たち		
中国人・ベトナム人その他の国からの労働移民		

注	エム・エム・ビシ	/ェゴロー>	ジェフ「移目	民問題に関する	省庁間研究グルー	・プの活動」	「法と安
全」	誌,2002年12月第	4号(5)参	照。				
1 ,							
		No4(5)					
注	エム・エム・ビシ	/ェゴロー>	ジェフ「わ1	こしたちは右応	左応しているが,	それは一体	誰のため
なの)か」「経済と生活	i」誌第21号	;, 1999年12	月号の付録参照	召。		
				:		//	
	No21,	1	1999.				

高松大学紀要

第 41 号

平成16年 2 月25日 印刷 平成16年 2 月28日 発行

> 高 松 大 学 高 松 短 期 大 学 〒761-0194 高松市春日町960番地 TEL (087)841-3255 FAX (087)841-3064